

○深田委員長 ただいまより総務文教常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は4件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおりとして進めたいと思うが、御異議はないか。（異議なし）

議第100号「焼津市議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

今回の議員報酬の一部改正なんですけれども、特に第1条は、今回の12月に期末手当を上げる、100分の170を175に上げるんですけれども、先ほどの質疑の中の部長答弁でも明らかなように、市町によっては、今期ではなくて2月中に合わせて調整中というところも10市あるということなんですけれども、特に焼津市として、議員に対する報酬の支給を12月からやるということに対して、議長、または議会の関係職員に相談というか、話というのはされてきたんでしょうか。

○岡村人事課長 国から、市の条例案の成立後、国の法改正に先行して行うことのないようという通知がありまして、国のほうの法改正が12月8日、先々週の金曜日に成立しましたため、議員間討議といいますか、そういった御説明をする期間がなくて、今回の最終日に追加議案として提出することになったという次第です。

○深田委員長 12月8日以降、15日が議会運営委員会ですので、それ以降1週間あるわけですね、12月が終わるまで。特に私が申し上げたいのは、前市議の不祥事がありまして、私たち焼津市議会の議会として、この議案に対してどういうふうに臨むのかということは、全員の議員間討議も必要なくらい、私は大事なことはないかというふうに思いましたので、当局の側から、法が改正されるから、特別職とあわせて議員も変えますよということだけだと、私たちのやはり調査が足りていないのではないかというふうにも思いましたものですから、どういう経緯で議員報酬の内容を考えたのかなというふうにお聞きしたかったんですけど、その辺に何か、何にもそういう焼津市特有の考えなければならぬことということはないんですかね。話はなかったんですね。

それから、県内でも1市が上げないというところもありますよね、職員だけという。だから、そういうやっぱり議会とか市の中でちゃんと、短い期間でも1週間あれば、話をする時間というのは持とうと思えば持てるものですから、そういうことが焼津は何でできなかったのかなと思うんですけど、そのところ。

○岡村人事課長 県内で1市、引き上げを行わないところにつきましては、平成21年度に職員の給与を下げたんですけれども、そのときに議員の分については下げなかったものですから、今回は据え置いたというふうな理由でございます。

○福與総務部長 12月8日に国のほうの給与法案が改正されて、それからというお話を今いただきましたけれども、市のほうといたしましては、12月8日に給与法案が改正された後、組合との調整があったりとか、給与法案が改正されましたけれども、市のほうと

して、その案は行うのかどうかという、そのような調整もありましたので、市のほうの調整で非常に時間をとられたというのは事実でございます。

それから、11月の定例会の初日提案の案件の議運の席におきまして、11月13日になりますか、そのときにおきまして、人事院の勧告につきましては既に出ておりますけれども、国会が当時、臨時国会が開会期日が9日間で終わるのか30日行われるのか、非常にわからない時期だったこともありまして、冒頭の11月13日の議運のときに、今臨時会で給与法案が通った場合は追加議案も予定をしておりますというような、そのような話をさせていただきましたので、議会のほうに、議案そのものは提出はおくれましたけれども、全くなかったというのではないと認識しております。

○深田委員長 確かに11月13日でしたか、議運のときにそういう説明はございましたけれども、全くそのときに、じゃ、議会はどうなんだと、議会も議員も含まれるのかというところまで質問しなかった私が悪いということになるんですよね。

特にそのときに職員、特別職だとか議員も含まれるのかというところは想定していなかったといえ、こちらの非、落ち度があったんですけれども、次回からは、議員がかかわる引き上げについては、議会関係にそのときもやはり議論をしていかなければならないなというふうには思いました。

以上です。

○福與総務部長 平成21年から、議員さんの報酬等の引き上げ関係ですけれども、国家公務員の指定職職員に合わせて引き上げるときは引き上げ、引き下げるときは引き下げという形で、平成21年から、そのときの議運で御説明して以来、ずっと行っているものですから、議員の報酬等につきましては、議員の皆様の中で議論を深めていただければと思っております。

以上でございます。

○深田委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第100号「焼津市議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第101号「焼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

この特別職も、先ほどの議員と関連して、収入、給料が高いほうになると思います。そういう中で、先ほどの質疑の中でも、報酬等審議会が期末手当については開催をしないということなんですけれども、やはり税金の使い方がどうなのかということはしっかり審議をする必要があると思うんですけれども、開催しない理由を教えてくださいか。

○岡村人事課長 済みません、先ほどの議案質疑の回答と同じになるかもしれませんが、報酬自体の改定を検討する場合は審議会、開かれておりますけれども、こういっ

た期末手当につきましては、従前より審議会に諮っておりません。これは近隣市も同様というふうに聞いております。

- 深田委員長 より市民の方に正確に情報を提供するには、やはり報酬の金額だけではなくて、確定申告も期末手当を含んだ総額を申告しますね。やはり期末手当が妥当かどうかというのも審議会に諮る必要があると思うんですよね。そういう意味で、時間的な制約とかあるかと思うんですけれども、やはりそういった改革というのは、今後、検討していかなければならない課題ではないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。
- 福與総務部長 特別職につきましては、市長、副市長、先ほどの議案質疑でも御答弁させていただきましたけれども、非常勤ではなくて常勤の特別職であることも鑑みまして、一般職の支給割合にさせていただいているものでございます。これは、先ほど言いましたように、平成21年度から、議運でお話をさせていただきまして、この形にさせていただきまして。一般職が下がる時は、当然、特別職も同じような形で下げ、一般職が上がる時は上げるような形でさせていただいているものでございます。
- 深田委員長 質問したのは、期末手当の関係の、報酬だけではなくて期末手当もちょうど、報酬等と書いてありますからね。報酬等審議会ということで、その審議会ですっきり議論をしていただくことが、情報公開を進める上でも、議会改革じゃなくて市の情報、開かれた市政を市民の皆さんに伝えていくためにも必要ではないかということで審議を、これから期末手当、上げる時も下げるときもやはり審議会を開いて、開催することが必要ではないですか、そういう改革というのは必要ではないですかと私は聞きたいんですけれども、それについてはお答えをいただいておりますでしょうか、今の部長の答弁。お答えを、私は、期末手当の審議会をする必要はないというふうに受けとめてしまったんですけれども、今の総務部長の答弁ですと。ただ、それは、検討していくことに値する内容ではないんでしょうか。
- 福與総務部長 先ほども言いましたけれども、市長、副市長、教育長等につきましては常勤の特別職でございますので、一般職の支給割合に合わせているという状況でございます。市長、副市長の報酬や期末手当の額につきましては公表もされているところでございますので、現時点では報酬等審議会に期末手当の支給割合について諮っていくという考えはございません。

以上でございます。

- 深田委員長 現時点ではそういうかける考えはないという御答弁でしたけれども、お答えでしたけれども、やはり私は、期末手当も市民の皆さんの大切な税金ですので、その税金がどのように使われるのかということ、審議会があるのだとしたら、しっかり諮っていくという、そういう姿勢が焼津市も必要ではないかなということで、これは意見として要望させていただきます。

以上です。

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

- ◇採決の結果、議第101号「焼津市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第102号「焼津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

今、民間給与との格差を埋めるという説明がございましたけれども、今回の改正により、給与がどのぐらい埋まったのか、格差が縮まったのか、金額にすると幾らになるか教えていただきたいのと、再任用以外の職員の平均給与が幾らから幾らに上がるのか、再任用の人の場合は幾らになるのか、それも幾らから幾らになるのか、どうしても間をとって平均的な金額で教えていただきたいんですけど。それから、再任用の方の人数はどのぐらいいるんですかね。それとあわせて、臨時職員もふえていますけど、今回、臨時職員は対象になっていないということなんですけれども、何人ぐらいいるのか、その辺の数字をお願いします。

○岡村人事課長 それでは、どのぐらい平均で上がるのかということですが、給与で月額およそ570円で、ボーナスでおよそ3万7,000円、年間にしまして4万4,000円、これが平均となります。

再任用職員につきましては、給与月額で400円です。ボーナスのほうはちょっと計算しておりませんのでわかりませんが、月額で再任用のほうは400円になっています。再任用の職員は現在14人おります。

それから、あと、臨時職員ですが、臨時職員につきましては、平成29年のことしの4月1日現在ですけれども、733人になっております。

以上です。

○深田委員長 それで、平均的に一般職員の方が年間4万4,000円上がるということで、民間企業との格差はどのぐらい縮まったということになるんですか。金額的に幾らになるのか。

○岡村人事課長 今回、民間企業との格差が0.15%あったわけなんですけれども、焼津市、当初からについては0.18%に引き上げになったということです。

○深田委員長 金額ではわからない。

○岡村人事課長 金額にしまして631円となります。月額631円です。

○深田委員長 焼津が低かったということ。

○福與総務部長 今の平均が570円で、国のほうの631円も給与表の俸給表の平均なものですから、焼津市も、若年層を多く引き上げるという国の方針なものですから、差としては400円から1,000円、個々で違うものですから、金額的にも。それで平均で570円で、各給与表のところの格差を埋めていくということでは民間の形と埋まる形になると思うんですけども、ただ、平均とかを出すと、そういうふうな方でずれていく部分はあるかと思えます。そういうことでございます。

○深田委員長 わかりました。一般職の方が給与が上がるのは、それは民間との格差を縮めて、もっと上がるということは生活をしていく上でいいと思うんですけども、臨時職員の方が733人もいらっしゃる。この方たちは手当もないですよ。そういう、日数も限られているときに、やはり特別職とか議員の手当を上げる、こういう金額を臨時職

員に上げるということが焼津市として考えられなかったのかどうか、こういうこともやっぱり考えなきゃいけないんじゃないかなというふうに思うんですけど、どうなんでしょうか。

○岡村人事課長 臨時職員につきましては、ことし、法改正が行われまして、平成32年の4月から退職手当、期末手当を支給できるような条例、規則の改正ということで、これ、焼津市だけではないですけども、全国の自治体で今そういう準備をしているところですので、平成32年の4月の施行を目指して、今、臨時職員の給与のそういった改正を進めているところです。

○深田委員長 では、国のほう、そういう動きになっているというのは、それは大変ありがたいことだと思います。ということで、焼津市がそれを一步前進して前倒しにして、やっぱり先進的に進めるという立場になったらもっといいかなと思いますので、要望しておきます。

以上です。

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第102号「焼津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 議第93号「平成29年度焼津市一般会計補正予算(第5号)案」中、当委員会所管部分を議題とし、当局の説明を求める。

(当局説明)

○深田委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

市長と副市長2人、それと教育長と議員、全部合わせると、今回の期末手当は幾らになるのでしょうか。

○岡村人事課長 議員のほう、今回の決定金額53万3,000円です。市長、副市長、教育長のほうが34万円、合計87万3,000円となります。

○深田委員長 病院管理者は違うんですね。これじゃないんだよね。わかりました。了解。

質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第93号「平成29年度焼津市一般会計補正予算(第5号)案」中、当委員会所管部分は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○深田委員長 以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。

これで総務文教常任委員会を閉会とする。

閉会(13:24)